



令和7年12月23日

林野火災警報の運用開始について

林野火災にご注意を！！

東京消防庁では、林野火災の予防を目的とした「林野火災警報等」の運用を令和8年1月1日から開始します。

林野火災警報等が発令されている際には、火の使用の制限に従わなければなりません。これに従わない場合には罰金や拘留などの罰則が適用される場合があります。

また、令和8年4月以降には「林野火災注意報」の運用を開始し、火の使用の制限について従うよう努めなければなりません。

1 運用開始までの経緯

令和7年2月に発生した岩手県大船渡市の大規模林野火災などを受け、総務省消防庁において消防防災対策のあり方について検討された結果、林野火災多発期（1月から5月）に一定の気象条件に達した場合、「林野火災警報」や「林野火災注意報」を発令し、林野火災予防の実効性を高めることが必要とされました。

この警報・注意報は、1月1日から5月31日までの期間中、気象条件やその他の発令指標を満たした場合に該当する市町村ごとに発令され、該当市町村内の対象区域内で火の使用が制限されます。

2 運用開始時期

(1) 林野火災警報

令和8年1月1日（木）

※ 消防法第22条に規定されている「火災警報」を根拠に、「林野火災の予防を目的とした火災警報」として運用を開始します。

(2) 林野火災注意報

令和8年4月（予定）

※ 火災予防条例を改正した後に運用を開始します。

3 林野火災警報等発令時の火の使用の制限（例）

「屋外において裸火を使用し、火の粉が飛散する行為」が対象



※1 伝統行事や地域行事であっても、どんど焼き等の裸火で火の粉が飛散する行為は制限対象となります。
 ※2 火の粉が飛散しない形態の火を使用する製品等（バーベキュー台、七輪、ガス器具など）を、それぞれの使用方法に従い使用する場合は、制限の対象とはなりません。